

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年3月18日開催 全国信用金庫協会]

1. 事業者支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい環境のもと、金融機能の維持と事業者の支援に尽力いただき感謝申し上げます。
- 改めて、営業現場の第一線まで顧客に寄り添った支援をしっかりと浸透させ、感染拡大防止に努めるとともに、事業者の運転資金等の需要が高まる年度末の資金繰りについて、万全を期すようお願いしたい。
また、こうした各金融機関の取組みについては、財務局を通じてヒアリングしたいと考えている。
- その上で、様々な課題に直面する事業者に対して、関係機関と密に連携しつつ、各種施策の活用を通じて、資金繰り支援に加え、経営改善や事業転換支援等に取り組んでいただきたい。併せて、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を積極的に活用しつつ、事業者の再生支援に取り組んでいただきたい。さらに、地域企業のデジタル化や脱炭素に向けた対応についても支援を行っていただきたい。

2. 地域金融機関の経営基盤の強化について

- 信用金庫においては、相互扶助の理念の下、人と人とのつながりを起点としたサービスを提供する金融機関として、事業者との日々のコミュニケーションを通じ、新たな成長分野への挑戦を含め、ニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供することによって、地域経済の回復・成長に貢献していくことが期待される。
- こうした取組みを進めていく上で、政府の施策も活用しつつ、経営基盤の強化を進めていただきたい。

- 新しい取組みを検討するにあたって、法令解釈等について相談がある場合は、金融庁と財務局の合同でのウェブ面談を通じて、引き続き、迅速な意思決定を支援してまいりたい。
- 経営環境を巡る不確実性が高まる中、信用金庫による中小・零細事業者のニーズに応じた支援と持続可能な経営の確立に向け、地域に深く根ざしているという「強み」を引き出せるような対話をしっかりと進めてまいりたい。

3. 令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 3月16日に発生した「令和4年福島県沖を震源とする地震」にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、宮城県及び福島県に災害救助法の適用を決定したことを受け、3月17日、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を宮城県及び福島県内の関係金融機関等に発出。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

4. 感染拡大を受けた事業継続計画（BCP）の点検・事業者等に対する金融の円滑化について

- 年明け以降、オミクロン株の感染が拡大・長期化する中、業務継続計画（BCP）等を再度点検していただき、預貯金・融資等の顧客対応業務をしっかりと継続していただくとともに、可能な範囲で、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めていただくなど、金融機能の維持と感染拡大防止の両立に取り組んでいただくようお願いしたい。
- また、オミクロン株による感染拡大に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響を踏まえ、3月7日に鈴木大臣より要請したとおり、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底いただくよう改めてお願いしたい。

5. ウクライナ情勢に係る対応について

- 現下のウクライナ情勢を踏まえ、ロシア・ベラルーシの一部銀行の SWIFT からの排除を含め、国際的に様々な制裁措置が実施されており、我が国においても、2月下旬から3月にかけて、当該銀行を含む団体・関係者の資産凍結、輸出管理措置等の制裁措置が順次実施されている。
- このように刻々と状況が変化していくなかで、引き続き、現下の情勢や制裁措置の動向を注視し、確実に実施していただくとともに、取引の適切なモニタリングなどに取り組んでいただきたい。また、顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。
- なお、顧客からのロシア・ベラルーシ向け送金等について照会があり、判断に迷うような場合は、早めに所管の財務局を通じて相談いただきたい。金融庁と財務局で連携して、しっかりサポートさせていただく。
- また、現下の情勢や制裁措置は、ロシア以外の国の経済状況、金融市場や商品市場にも大きな影響を与えており、これらが与信先や金融機関の有価証券運用等に与える影響について注視し、適切なリスク管理を実施していただきたい。
- あわせて、顧客資産への影響については、例えばロシアの国債や株式等を組み込んでいる公募投資信託の中には、投資家からの買付や売却の受付を停止している商品もあると承知。
顧客保護の観点から、商品を組成する資産運用会社等と連携を図りながら、顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。

6. 経営者保証に依存しない融資の促進について

- 2021年12月24日、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表した。

- 銀行を含む金融機関全体では、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続しているものの、一部の信用金庫は無保証融資割合が低位にとどまっている。
- 金融庁としては、こうした「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等を踏まえ、引き続き、個別にフォローアップヒアリングをさせていただく。その際には、事業性評価に対する取組みなど、金融仲介機能の発揮のための方策についても合わせて伺うことを考えている。
- また、3月4日、経営者の個人破産回避に向けた関係者の対応等を明確化した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」も公表された。
- 今般公表されたものも含めて営業現場に浸透を図るなど、引き続き「経営者保証に関するガイドライン」に関し、更なる取組みをお願いしたい。

7. 成年年齢引下げに向けた対応について

- 民法改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳・19歳の若年者は、親の同意を得ることなく、有効な貸付けの契約を締結できるようになる。
- 金融庁において先般実施した実態調査によると、若年者へのカードローン提供について、一定数の信用金庫から「予定している」との回答があった。
- 若年者へのカードローン提供については、各金融機関の経営判断によるものと考えるが、若年者については、一般的に、金融取引を含む社会経験が少ないことなどから、過大な債務を負うことのないよう、十分な配慮が必要。
- こうした観点から、2月に、金融庁より各業界団体に対し、金融機関が若年者に対しカードローンを含む消費者向け貸付けを行う場合は、経営陣の主導のもと、万全の態勢を構築し適切に取り組んでいただくよう、要請した。
- 成年年齢引下げ後においても、若年者が過大な債務を負うことにならないよう、適切に対応いただきたい。

8. 地方税統一QRコードへの対応について

- 2023年4月から導入される地方税統一QRコードに関して、3月14日に開催された「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」において、金融業界における準備・検討状況が報告された。
- 2023年4月からQRコードを活用した地方税収納を開始するべく、信用金庫業界においてシステム改修を含めた必要な対応を進める方針であることが報告されているが、同検討会において、総務省より依頼されているとおり、地方公共団体に対し個別の信用金庫の対応状況を共有できるよう、調査・取りまとめを実施していただきたい。
- このQRコード導入の経緯・趣旨に鑑みれば、金融機関の対応の遅れを原因として、納税者の利便性を損なうこと、地方公共団体の収納事務に影響が生じること等がないよう金融業界内で協力し、適切な代替措置を講じることが重要。
- 例えば、QRコードの対応が間に合わない金融機関から要請等を受けた場合には、各金庫の経営判断のもと、対応可能となるまでの間の受け皿として収納業務を受託するなど、各地方公共団体の意向等を十分に踏まえ、金融業界として遺漏なきよう対応していただきたい。

9. 還付金詐欺の被害増加に係る要請について

- 還付金詐欺の被害については、2021年に入ってから大きく増加。
- これを受け、1月25日付で警察庁生活安全局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺の被害防止対策の推進について」を、3月7日付で警察庁刑事局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について」を協会宛に発出した。
- 各都道府県警察から協力体制の構築について、申出があった場合には積極的に協力をいただくとともに、引き続き、還付金詐欺を始めとする特殊詐欺被害の防止に向けた取組みを強化していただきたい。

10. 「銀行の引当開示の充実に向けて」の公表について

- 2019年12月の「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を公表して以降、各金融機関において引当方法の多様化が進んでいる。
- アナリストなどからはより丁寧な開示が求められる一方、金融機関からは、具体的にどこまで開示の充実を図るべきか、開示の望ましい水準について議論を求める声が聞かれた。
- また、引当方法を見直そうとする金融機関からは、先行事例を自らの検討に活かす観点から、引当開示の充実を求める声が聞かれた。
- そこで、金融庁では、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招いて、「銀行の引当開示の充実に向けた勉強会」を2月21日に開催し、勉強会で出された意見や実例等を取りまとめ、3月1日に「銀行の引当開示の充実に向けて」として公表。
- 本資料も参考に、それぞれの実態に即して引当方法の開示の充実を図られることを期待している。

11. 銀行口座等の旧姓使用に係る協力要請について

- 「旧姓の通称使用の拡大」については、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、政府としても各種の取組みを進めている。金融庁としても、住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記を可能とする関係法令の改正時などに、本意見交換会を通じ、円滑な旧姓による口座開設等への対応についてお願いしてきた。
- 金融機関の利用者等より、旧姓による口座開設等に対する要望に加え、
 - ・ 金融機関に対して、普通預金口座の名義を旧姓のまま維持したいと申し出たところ、「旧姓は維持できない」ということ以上の説明はなく、早急に新姓に名義変更する必要があると言われた、
 - ・ 身分証に旧姓が併記されているにもかかわらず、別途、口座を旧姓名義のままとする旨の申告書の提出が必要と言われたが、その必要性につ

いて、十分な説明がなされなかった

等といった、旧姓による口座開設等に関する対応状況や、必要な手続き等について、丁寧な顧客説明を求める意見が複数寄せられている。

- 旧姓使用に対する社会的な要請の高まりも踏まえ、希望する顧客に対する適切な対応をお願いしたい。

具体的には、

- ・ 旧姓による口座開設等に可能な限り前向きに対応いただくほか、申し込みを受けた際の丁寧な顧客説明の徹底、
- ・ さらに、旧姓による口座開設等に真に必要な手続きや、旧姓名義で取引可能なサービス等に関するホームページでの周知など、積極的な情報発信を通じ、顧客からの十分な理解を得られるよう努めていただきたい。

- 金融庁としても、関係省庁と連携しつつ、各金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的としたアンケート調査を実施。

12. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、3月31日までeメールによる申請・届出等を受付可能としてきた。
- 当該経過措置が3月31日をもって終了することから、協会に対して、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知した。
- また、gBizIDの取得には2週間前後の期間を要するとのことから、4月1日以降の新システム利用開始に間に合うよう、gBizID未取得の金融機関等を対象として、gBizIDの取得方法等についてのオンライン説明会を開催した。

(補足) 2月21日～25日にかけて計4回オンライン説明会を開催(総参加社数約2000社)

- より多くの協会会員において新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

13. REVICareer(レビキャリア)の積極的な活用等について

- 「地域企業経営人材マッチング促進事業」については、「REVICareer(レビキャリア)」(大企業人材の情報登録システム)が、2021年10月より本格稼働を開始。
- 2022年1月からは、地域金融機関が地域企業の求人情報をアップロードし、それを大企業が閲覧する機能がシステムに追加された。地域金融機関にとっても、取引先企業の求人情報を直接大企業の人事担当者や、地域で働くことに関心のある人材に訴求する貴重な手段となる。求人情報の登録を含め、REVICareer(レビキャリア)の積極的な活用を検討いただきたい。
- また、内閣府が所管する「先導的人材マッチング事業」についても、同事業に対する高いニーズ等を踏まえ、2021年度補正予算において、前年度の倍以上となる21億円が計上され、現在、第一次公募手続きが進められていると承知。また、例年、新年度早々に第二次公募が行われており、今年度も実施予定と聞いている。
- 地域に根差した金融機関として、ポストコロナを見据え事業転換・事業拡大等を図る地域企業の経営人材等の確保を支援する観点から、両事業の積極的な活用を検討いただきたい。
- また、事業者への人材に係る支援・サービスの提供に当たっては、各地域の産業雇用安定センターや(道府県が運営する)プロフェッショナル人材戦略拠点等、公的機関とも連携しながら、取引先のニーズに沿った対応をお願いしたい。

14. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組について

《金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針の公表について》

- 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針 (Ver. 3.0)」を、2月18日に公表。
- 本方針においては、
 - ① 高度化するサイバー攻撃に対し、金融機関のサイバーセキュリティの実効性を確保するため、検査を含めたモニタリングの実施や、演習の高度化を図るとともに、
 - ② 日本銀行及び金融情報システムセンターと共同で地域金融機関向けの自己評価ツールを開発し、評価結果の収集・還元を通じて、自律的なサイバーセキュリティの高度化を促すことや、
 - ③ 利用が拡大しているキャッシュレス決済における安全性の確保・セキュリティバイデザインの実践など、金融庁として、金融分野におけるサイバーセキュリティを強化するため、特に力を入れる分野を掲げている。
- サイバーセキュリティの強化が一層重要な課題となっている中、経営層の積極的なリーダーシップの下、組織全体でサイバーセキュリティの向上に取り組んでいただきたい。

《金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化について》

- 昨今の情勢を踏まえサイバー攻撃のリスクが高まっていることから、サイバーセキュリティ対策の強化に関する注意喚起（2月23日、3月1日）を行った。
- 取引先などのサプライチェーンや、海外拠点も含めて、適切なセキュリティ対策を実施するとともに、仮に、サイバー攻撃を受けた場合は、事案の詳細が判明していない段階においても、速やかに金融庁・財務局の担当部署まで報告をお願いしたい。

15. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理に係るFAQ改訂について》

- マネロン等対策については、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD; Simplified Due Diligence）に係る「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」の改訂案について、業界団体を通じて、2月末を期限として意見照会を行った。
- 業界からの意見等はすべて確認の上、回答を作成しており、追って協会を通じて回答する。その上で、3月中にFAQの改訂を公表する予定。

《マネロン広報について》

- 金融庁では、各業界団体と連携して、マネロン等対策に係る確認手続きについて国民への周知に一層努めている。
- 3月からは、マネロン等対策の継続的顧客管理について、ラジオ CM 等の政府広報を実施。
- 引き続き、マネロン等対策に係る周知・広報策について、積極的に検討してまいりたい。

16. 現金着服等の不正発生の未然防止について

- コンプライアンス・リスク管理基本方針にも記載の通り、コンプライアンス・リスク管理はまさに経営の根幹をなすもの。今般、コンプライアンス上の重大な問題事象である現金着服事案について最近の事例の検証を行った。
- 最近の事例では、
 - ・ 1年超の長期間に複数回着服していること、
 - ・ 営業店での不正防止ルールの形骸化等により、牽制が効いていない状況で発生していること、
 - ・ 事業部門、管理部門、内部監査部門の各防衛線が、発覚前に営業店での牽制状況等を的確に把握できていなかったこと

等が確認された。

- 現金着服等の不正発生の未然防止に向け、経営陣の主導により、
 - ・ 不正事案はいずれの金融機関でも発生する可能性があることを念頭に置いて、
 - ・ 各防衛線が営業店や各部門での牽制状況を過信することなく的確に実態把握し、実効的なリスク管理態勢の構築を徹底するとともに、
 - ・ コンプライアンス意識の醸成や適切な人事管理といった不断の取組を着実に進めていただきたい。
- また、テレワークの急速な普及といった業務環境の変化が内部統制環境や従業員の心理面に与える影響を感度良く捉え、潜在的な問題を前広に察知することにより、コンプライアンス・リスク管理態勢の高度化に努めていただきたい。

17. バーゼルⅢの国内実施について

- バーゼルⅢの国内実施時期については、以下の方針とする。
 - ・ 国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関については、実施時期を国際合意から1年延期し、2024年3月末からとする。
 - ・ 内部モデルを採用しない国内基準金融機関については、引き続き、2025年3月末からとする。
 - ・ 早期の実施を希望する金融機関については、金融庁への届出をもって、これを可能とする。

18. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）の重要性が高まっている。

- 金融庁では、2021年6月、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮という3つの柱で提言をまとめ、これに沿って対応を進めており、足許で動きのある点を紹介する。

《金融機関の機能発揮》

- カーボンニュートラルの実現に向けた経済・産業・社会の構造変化は、中堅・中小企業を含む幅広い顧客企業の事業に影響を及ぼす可能性がある。これを踏まえると、地域金融機関を含む各金融機関において、顧客の気候変動等の対応を支援し、顧客企業の将来的な事業の成長・持続可能性につなげていくとともに、気候変動に関連する変化に強靱な顧客基盤を構築することが、金融機関自身の持続可能な経営の確保にとって極めて重要。このような観点から、金融庁として、金融機関における気候変動対応の実施に資するガイダンスを整備する方針であり、作業を進めている。

- その具体的な内容については、

- ・ 地域金融機関を含む金融機関が、顧客企業の気候変動対応や新たなビジネス機会の創出など支援するに際し参考となる考え方・事例
- ・ 特に大手金融機関等について、リスク管理を含めた金融機関自身の気候変動対応の在り方に係る、監督上の期待

の2つを柱として盛り込むことを想定しているが、今後関係者ともよく相談させていただきたい。

- ガイダンスに止まらず、（例えば補助金についてのメニュー提供など、）地域金融機関による企業支援に有用な情報や知見については、継続的に提供することが出来るよう、様々検討していきたい。

《市場機能の発揮》

①ESG債の情報プラットフォーム

- 1月31日に、日本取引所グループ（JPX）が「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書を取りまとめ・公表した。ESG債について

は、投資情報が散逸し投資に当たって実務上の課題がある等の点が有識者会議でも指摘されており、JPX の中間報告では、

- ・ 公募 ESG 債（再生可能エネルギーへの投資に充てられるグリーンボンドなどのほか、ソーシャルボンド、様々な ESG の債）を対象に、発行情報、企業の戦略、外部評価等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPX として年央目途に立ち上げる、
- ・ 「プラットフォーム」では、「ESG 債」の情報に止まらず、地域金融機関の職員も含め、広く ESG に係る金融実務家の裾野の拡大に資するような教育コンテンツの提供・充実を進めていく

こととしており、こうした必要な知見の共有といった観点からニーズ等があれば、前広に報告いただきたい。

②ESG 評価機関

- 企業の「ESG」の取組みなどを評価する「ESG 評価機関」について、急速に広がる一方で、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されていることから、2月に、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、こうした ESG 評価機関等に期待される行動規範等について議論を進めていく。
- 気候変動問題については、新たな資本主義の観点からも重要な取組みとして、政府としても、地域における脱炭素化やカーボンプライシング等の論点について方向を見出すべく、議論を進めている。我が国でもこうした検討など脱炭素化の動きが加速する中で、持続可能な地域経済の成長を実現していくためにも、地域金融機関の役割は大きいと考えており、引き続き、理解・尽力いただきたい。

19. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。

- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、平成 28 年 1 月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 229 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部 職員等に共有されるだけでなく、
 - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
 - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただきたい。協会傘下金融機関及びその職員に周知いただきたい。

20. 2 月 G20 の成果物について

- 2 月 17 日から 18 日にかけて、インドネシア議長下で初めての G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。今回の会合における金融分野の主な論点は、①サステナブルファイナンスと②金融技術革新である。
- 会合後に発出された共同声明における主なポイントを紹介する。
 - ・ ①サステナブルファイナンスに関しては、G20 傘下の G20 サステナブルファイナンス作業部会（SFWG）において、トランジションファイナンスのためのハイレベル枠組みが開発される見込み。また、本分野における民間セクターの果たす役割がますます重要となっていることが歓迎された。SFWG では、金融機関のネットゼロコミットメントの信頼性向上にも取り組むこととされており、民間イニシアティブが更に注目される見込み。

- ・ ②金融技術革新については、規制裁定への対応を含め、暗号資産市場（裏付け資産を持たない暗号資産やステーブルコイン、分散型金融等）がもたらす金融安定リスクへの対応を加速することが奨励された。また、暗号資産等に関する FATF 基準の実施は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の観点からも、重要な作業と認識されている。このほか、オペレーショナル・レジリエンスを向上させる取組みが歓迎された。
 - ・ 最後に、G20/OECD コーポレートガバナンス原則について、2023 年の見直しに向けた進捗が報告された。見直しにおいては、企業の強靱性を支える株式市場を整備すべく、ESG への対応などが主要な検討事項とされている。
- 今後 4 月、7 月、10 月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11 月に首脳会議が開催される予定。意見をよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（以 上）